

平成30年第6回農業委員会総会議事録

開催年月日	平成30年6月25日(月)					
開催場所	白岡市役所4階特別大会議室					
開催時間 及び宣告者	開会	午前 9時00分	議長	進藤 貴一		
	閉会	午前 9時45分	議長	進藤 貴一		
議長	進藤 貴一	臨時議長		仮議長		
委員 出席 状況	農業委員			推進委員		
	席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
	1	吉澤 眞吉	出席	1	齋藤 美佐夫	出席
	2	鈴木 健一	出席	2	長澤 いと	出席
	3	関山 功一	出席	3	吉田 敏雄	出席
	4	進藤 貴一	出席	4	大久保 要夫	出席
	5	小野田 憲司	出席	5	細井 和夫	出席
	6	小島 俊雄	出席	6	渡邊 明子	出席
	7	八木橋 健一	出席	7	飯田 孝	出席
	8	江原 勝	出席	8	安野 和好	出席
	9	井上 日出巳	出席	9	山岸 良一	出席
	10	岩上 賢	欠席			
	11	荒井 肇	出席			
	12	白石 富子	出席			
	13	江口 泰夫	出席		出席者	22名
14	大山 峰夫	出席		欠席者	1名	
議事参与制限 を受ける委員	吉澤 眞吉		会長からの 出席要請者	農政課主事	小林 祐太	
	荒井 肇			農政課主事	志水 翔希	
事務局	事務局長	嶋崎 徹	主幹	手島 淳		
	主査	齋藤 鏡子	主事	新井 政貴		
説明員	主幹	新井 政貴	主査	齋藤 鏡子		
	主事	千葉 駿介	農政課	小林 祐太		
	農政課	志水 翔希				
会議次第	別添のとおり		配布資料		別添のとおり	

審議事項

- (1) 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の見解について
- (2) 白岡市農用地利用集積計画の決定について

協議報告事項

- (1) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (2) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (3) その他

議 事 の 経 過

発言者	議題・発言内容・決定事項
局長	皆さんおはようございます。定刻となりますので、ただ今から、平成30年第6回農業委員会総会を始めさせていただきます。
局長	はじめに、進藤会長からごあいさつを申し上げます。
会長	あいさつ（省略）
局長	<p>本日は、傍聴人の方がお見えでございますので、よろしくお願いいたします。なお、傍聴人に申し上げます。</p> <p>お手元の『傍聴人心得』を良くお読みいただき、傍聴くださいますようお願いいたします。</p>
局長	<p>現在の出席委員は農業委員13名、推進委員9名でございます。</p> <p>農業委員会会議規則に基づきまして、進藤会長に議長をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【開会 午前9時00分】</p>
議長	現在出席委員13名であり定足数に達しておりますので、これから第6回総会を開会いたします。
議長	議事録署名委員に白石委員、江口委員を指名いたします。
議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について	
議長	<p>日程第1 議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について を議題といたします。</p> <p>事務局から内容説明をいたさせます。</p>
事務局	<p>議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、御説明いたします。今回案件は4件でございます。</p> <p>総会資料の 2ページ目から3ページ目を御覧願います。</p>
事務局	<p>番号1につきましては、譲受人が、譲渡人から、売買により所有権を移転し、駐車場敷として転用するための申請です。</p> <p>譲受人につきましては、現在、介護老人保健施設を営んでおりますが、施設へ来所の方が使用する駐車場用地が不足していることから、駐車場を確保する必要があるため、今回の申請がなされたものです。</p> <p>申請地の農地区分は、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。</p> <p>また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われま。</p>
事務局	番号2につきましては、譲受人が、譲渡人から売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。

事務局	<p>譲受人につきましては、現在、市内の個人住宅に家族にて生活しておりますが、結婚を機に独立し、自己用住宅を建築したいと考えたことから、今回、申請がなされたものです。</p> <p>申請地の農地区分は、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。</p> <p>また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。</p>
事務局	<p>番号3につきましては、譲受人が、譲渡人から売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。</p> <p>譲受人につきましては、現在、市内の賃貸住宅にて生活しておりますが、手狭となり自己用住宅を建築したいと考えたことから、今回、申請がなされたものです。</p> <p>申請地の農地区分は、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。</p> <p>また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。</p>
事務局	<p>番号4につきましては、譲受人が、譲渡人から売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。</p> <p>譲受人につきましては、現在、市内の賃貸住宅にて生活しておりますが、子供の成長に伴って、現在の住まいが手狭となるため、自己用住宅を建築したいと考えたことから、今回、申請がなされたものです。</p> <p>なお、建築計画は地目：宅地である隣地との一体利用となっており、申請地は道路のセットバック部分となる予定です。</p> <p>申請地の農地区分は、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。</p> <p>また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。</p>
議長	<p>説明が終了しました。これから番号1から4の現地確認の報告を各委員にお願いいたします。</p>
議長	<p>番号1につきましては、白石委員から報告をお願いいたします。</p>
白石委員	<p>番号1について6月18日に現地を確認しました。現地案内図の1ページを御参照ください。</p> <p>申請地は10ha以上の集団農地とは認められませんでした。また、周辺は宅地として使用されており、今後も住宅地として発展する可能性の高い地域です。</p> <p>なお、転用理由等は事務局の説明のとおりです。</p> <p>現地は除草等の管理がされており、農地法の違反等もありませんでした。</p> <p>以上から、転用についてはやむを得ないものと判断しました。皆様の審議をよろしく申し上げます。</p>

<p>議長 吉澤委員</p>	<p>続きまして番号2、3につきましては、吉澤委員から報告をお願いいたします。</p> <p>番号2、3について6月20日に現地を確認しました。</p> <p>現地案内図の2ページを御覧ください。</p> <p>申請地は10ha以上の集団農地とは認められませんでした。また、周辺は、宅地が点在しており、住宅地として発展する可能性の高い地域です。</p> <p>申請地は雑草も綺麗に刈られていて、農地として管理されている土地です。</p> <p>続いて、現地案内図の3ページを御覧ください。</p> <p>こちらの申請地についても、小さな草はありますが、農地として管理されていると判断できる状態の土地です。</p> <p>以上2点の土地について現地確認を行いました。</p> <p>なお、転用理由等の詳細は事務局の説明のとおりです。</p> <p>転用についてはやむを得ないものと判断しましたので、皆様の審議をよろしくお願ひします。</p>
<p>議長 小島委員</p>	<p>続きまして番号4につきましては、小島委員から報告をお願いいたします。</p> <p>番号4について6月18日に現地を確認しました。</p> <p>現地案内図の4ページを御覧ください。</p> <p>転用理由等は事務局の説明のとおりです。</p> <p>申請地には雑草等は生えておらず、違反等もありませんでした。</p> <p>つきましては、転用理由や現地の状況から転用はやむを得ないものと判断しましたので、皆様の審議をよろしくお願ひします。</p>
<p>議長</p>	<p>報告が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺ひします。御意見・御質疑等ございましたらお願ひいたします。</p> <p style="text-align: center;">[質疑等なしという声あり]</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p>
<p>議長</p>	<p>お諮りします。本案については、事務局の説明及び地区担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性及び地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">[異議なしという声あり]</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。よって議案第12号については、原案のとおり決定します。</p>
<p><u>日程第2 議案第13号 白岡市農用地利用集積計画の決定について</u></p>	
<p>議長</p>	<p>日程第2 議案第13号 白岡市農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。農政課職員の入室を求めます。</p> <p style="text-align: center;">[農政課担当職員、事務局席へ移動]</p>

議長	<p>本案につきましては農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき白岡市から依頼がありました。</p> <p>これより、農政課職員から内容説明をいたさせます。</p>
農政課	<p>議案第13号 白岡市農用地利用集積計画の決定について、農政課から御説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条に基づき、5月7日(月)から5月18日(金)までの10日間で受付を実施いたしました。</p> <p>内容につきましては、</p> <p>新規設定件数 57件、筆数 180筆、面積 150,783㎡ 再設定件数 24件、筆数 53筆、面積 43,060㎡ 合計件数 81件、合計筆数 233筆、合計面積 193,843㎡ となっております。</p> <p>つきましては、計画の決定におきましては慎重な審議をお願いいたします。利用権設定の開始日は平成30年7月7日からとなります。</p> <p>なお、次のページ以降に各利用権設定の詳細が記載されておりますが、内容につきましては、記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。</p>
議長	<p>説明が終了しました。これより御意見・御質疑等をお伺いします。</p> <p>本案につきましては議事参与制限及があるため、再設定番号6、8、19、20、24を除く案件について、始めに御意見・御質疑等をお伺いします。</p> <p>また、推進委員に関する事項がありますので、農業委員会等に関する法律第29条に基づき推進委員の皆様にご総会への出席をお願いしているところですが、議事の公正を確保するため、再設定番号16も除いて御意見・御質疑等をお伺いします。</p> <p>御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。</p>
井上委員	<p>行田市の業者が譲受人に設定されている筆があるが、これは業者が行田市からやってきて耕作するということでしょうか。</p>
農政課	<p>御指摘の土地は農地中間管理権を設定するため、農地所有者と農地中間管理機構が利用権を設定する届出となります。</p>
議長	<p>この農地中間管理機構の住所が行田市となっております。</p>
井上委員	<p>農地中間管理機構を通して行田市の業者に貸す届出ではないのですか。</p>
農政課	<p>農地中間管理機構の事務所が行田市にありまして、農地所有者と農地中間管理機構が利用権を設定するための届出となります。</p> <p>耕作者には、農地中間管理権を設定したあとに、農地中間管理機構から転貸される予定となっております。</p>
井上委員	<p>この借受人に設定されている行田市の社団法人が農地中間管理機構ということでしょうか。</p>

農政課	その通りです。 この後、農地中間管理機構から耕作者へ転貸される予定となっています。
井上委員	了解しました。
江口委員	●●さんの届出について、大規模に耕作していただいている、今回も更新や新規のものが多く出てきておりますが、畑によっては作物が収穫されず、ねぎぼうずになっている場所も見受けられます。経営規模を拡大していただくのは大変結構なのですが、周辺の農地に影響がないよう農地の管理等についてもよろしくをお願いします。
農政課	今回、●●の届出が多くなっている理由としましては、いままで所有者と直接に賃貸借を行っていた筆について、農地中間管理機構を利用した賃貸借へ変更を行ったためとなります。 また、ねぎぼうずについてですが、生産調整を行うために元々数量を多く作っているようで、その調整分等を利用して種を育てているためではないかと思われます。
山岸推進委員	資料の中で貸付人として既にお亡くなりになっている方の名前がいくつか載っているようですが、これはどういった理由によるのでしょうか。
農政課	資料の貸付人の欄は土地の所有者の方の名前としているため、既にお亡くなりになっている方の名前が載っている筆があります。 申出書では、相続人代表の方等に署名を求めていますので、問題はないかと思われます。
事務局	事務局から補正説明いたします。 議案としては、あくまでも登記簿謄本に載っている所有者の方を載せております。申出書を受け付けるときには、法に基づき相続人の方や共有者の方の同意について確認の上で受け付けております。
山岸推進委員	十分に気をつけて処理を行ってもらえればとおもいます。
議長	ほかに何かある方はいらっしゃいますか。 [質疑なしという声あり]
議長	お諮りします。本案のうち、再設定番号6、8、16、19、20、24を除く案件については、案のとおり白岡市農用地利用集積計画として決定することで、御異議ございませんか。 [異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって本案のうち、再設定番号6、8、16、19、20、24を除く案件については、原案のとおり決定します。 続きまして、吉澤委員におかれましては一時退室をお願いいたします。

	[吉澤委員、一時退室]
議長	再設定番号6, 8について御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
	[質疑なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。 お諮りします。本案のうち、再設定番号6, 8については、案のとおり白岡市農用地利用集積計画として決定することで、御異議ございませんか。
	[異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって本案のうち、当該再設定番号6, 8については、原案のとおり決定します。吉澤委員は入室してください。
	[吉澤委員、入室]
議長	続きまして、荒井委員におかれましては一時退室をお願いいたします。
	[荒井委員、一時退室]
議長	再設定番号6, 8について御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
	[質疑なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。 お諮りします。本案のうち、再設定番号19, 20, 24については、案のとおり白岡市農用地利用集積計画として決定することで、御異議ございませんか。
	[異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって本案のうち、当該再設定番号19, 20, 24については、原案のとおり決定します。荒井委員は入室してください。
	[荒井委員、入室]
議長	続きまして、渡邊推進委員におかれましては一時退室をお願いいたします。
	[渡邊推進委員委員、一時退室]
議長	再設定番号16について御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
	[質疑なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。 お諮りします。本案のうち、再設定番号16については、案のとおり白岡市農用地利用集積計画として決定することで、御異議ございませんか。
	[異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって本案のうち、当該再設定番号16については、原案のとおり決定します。渡邊推進委員は入室してください。

	[渡邊推進委員、入室]
議長	以上をもちまして、議案第12号から第13号に係る全ての議事を終了いたします。
議長	引き続き協議報告会を開催いたします。
<u>協議報告事項1 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分</u>	
議長	協議報告事項1 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について を事務局から説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項1 農地法第5条第1項第6号の転用届出に関する専決処分についてでございますが、今回報告は7件でございます。 総会資料の23ページから25ページ目を御覧願います。 番号1につきましては、分譲住宅敷のための転用です。 番号2、7につきましては、住宅敷及びゴミ置き場のための転用です。 番号3、4につきましては、住宅敷拡張のための転用です。 番号5につきましては、住宅敷のための転用です。 番号6につきましては、駐車場敷のための転用です。
議長	説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。 御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
	[質疑なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
<u>協議報告事項2 農地法第18条第6項の規定による通知について</u>	
議長	続きまして、協議報告事項2、農地法第18条第6項の規定による通知について を事務局から説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項2 農地法第18条第6項の規定による通知について でございますが、今回報告は4件でございます。 総会資料の26ページから29ページ目を御覧願います。 番号1につきましては、平成30年5月10日に届出のあったものです。 番号2につきましては、平成30年5月15日に届出のあったものです。 番号3につきましては、平成30年5月15日に届出のあったものです。 番号4につきましては、平成30年5月17日に届出のあったものです。
議長	説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
井上委員	協議報告事項2を見ますと、多くの筆について解約が行われているようですが、

井上委員	これらの筆は、その後正しく管理を行われているのでしょうか。
事務局	これらの筆は別の方に貸すために解約が行われた筆となっております。今回の利用権設定を利用して別の方への賃貸借の申出が行われております。このため、解約後の管理につきましても適切に行われるものと認識しております。
井上委員	了解しました。
協議報告事項 3 その他	
議長	質疑もないようですので、協議報告事項 3 その他に移ります。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	農業委員会活動記録の提出についてですが、提出がお済みでない方は、総会後に提出をお願いします。
事務局	来月の農地改良等現地パトロールについてですが、7月1日～6月28日までの4週間分の担当です。それぞれの区域の担当者の方は、総会後などにおきまして、日程調整をお願いいたします。
事務局	来月総会についてですが、7月24日（火）午前9時からとなります。議事録署名委員の白石委員、江口委員の両委員は来月印鑑をお願いします。
議長	内容説明が終了いたしました。全体を通しまして御意見御質疑等ございませんか。
大久保 推進委員	資料が多い場合には推進委員にも事前に資料を配布してもらえないでしょうか。
事務局	農業委員の方々につきましては、総会において議案の審議を行い、是非を問う立場の方々になりますので、事前に審議内容について把握、精査を行えるよう資料を事前配布させていただいているものとなります。 推進委員の方々につきましては、審議を行うものではなく、総会や審議の流れや内容について把握していただくため、出席をお願いしているものとなります。 このため、推進委員の方につきましては、当日に資料を配布させていただいております。 しかし、新体制に移行してからまだ1年程度であり、調整等必要な部分もあるかとは思いますので、今後役員会等で方向を決めていければと思います。
大久保 推進委員	より詳細な質疑を行うためにも、検討をお願いします。
事務局	今後色々と検討していきたいと思っております。
議長	以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。
【終了 午前 9時45分】	